口座振替(自動払込)依頼書 記入例



1 納付義務者

納付通知書に記載のある納付義務者 を記入してください。

(注) 固定資産税の場合

- ▶ 登記簿または課税台帳に登録されている人が納付義務者です。
- ▶ 売買や相続によって実際の所有者 の変更があったときでも、登記簿 の名義変更が1月1日時点で完了 していなければ、旧所有者が納付 義務者になります。
- ▶ <u>共有</u>の場合は、納付通知書にある とおり「(代表者名)<u>外○名</u>」と 記載してください。

(注) 国民健康保険税の場合

- ▶ 世帯主が納付義務者です。
- ▶ 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、その世帯に被保険者がいるときは、当該世帯主が納付義務者となります。

2 口座名義人

納付義務者と異なる口座名義人を 指定することもできます。

3 指定預・貯金口座

口座振替は、次の金融機関の口座に限られます。支店はどこでも構いません。

- ・大分銀行・豊和銀行
- 大分みらい信用金庫・大分県信用組合
- ・べつぷ日出農業協同組合
- ・大分県漁業協同組合・ゆうちょ銀行

4 種目

納付義務者が法人の場合の**町県民税(特別徴収)と法人町民税**の口座振替はできません。

5 納付区分

期別 1期、2期……とそれぞれの納期限の日に振替を行います。

全納 1 期の納期限の日に年額の振替を行います。なお、期別納付している場合、その年度に限り期別で振替を行います。

- ▶ 記入後は、指定した口座のある金融機関(どこの支店でも構いません。)に提出してください。その際、通帳、納付通知書(税目と納付義務者がわかるもの)、届出印をご持参ください。
- ▶ 1枚目と2枚目に金融機関への届出印を押印してください。
- ▶ この依頼書を金融機関に提出した月の翌月(全納は翌年度)から振替を行います。ただし、ゆうちょ銀行の場合、事務手続きの都合上、払込開始が翌月に間に合わない場合がありますので、余裕をもって提出してください。

町税、保険料、保育所保育料、上下水道料金、下水道負担金については、日出町役場窓口において、<u>キャッシュカード</u>と暗証番号があれば、この依頼書を記入せずに口座振替の手続ができますので、ご利用ください。ただし、大分県漁業協同組合は、この手続きを利用できませんので、この依頼書を漁協に提出してください。

口座振替(自動払込)の手続きをされた方へ

- ① 振替は、依頼日の翌月(全納は翌年度)の 納期分から開始となります。年度途中で納付区分を「全納」として依頼される場合は、その年度に限り、残りの納期分を期別で口座振替します。年度途中の前納一括払いはできません。
- ② 領収書は交付されません。<u>通帳記帳</u>をして ご確認ください。
- ③ 残高不足などで振替できなかった場合の再振替は行いません。後日「口座振替不能通知書兼納付書」をお送りしますので、納付書に記載されている期限までに金融機関等の窓口で納付をお願いします。期限が過ぎて納付がない場合は、督促状が送付され、手数料100円が加算されますので、ご注意ください。
- ④ 既に口座振替をしている税等と異なる税等 について口座振替を希望する場合は、改め て口座振替の手続が必要となります。
- ⑤ 65歳になって新たに介護保険料の納付が必要となった場合や75歳になって新たに後期高齢者医療保険料の納付が必要となった場合は、それぞれの保険料について口座振替の手続が必要となります。国民健康保険税の口座振替は引き継がれません。
- ⑥ 口座振替をご利用の方が、町県民税の特別 徴収(給料・年金からの天引き)、または 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者 医療保険料の特別徴収(年金からの天引 き)に該当した場合は、口座振替はされま せん。

口座振替の変更

- ⑦ 口座振替の変更は、新しく振替を希望する 金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてく ださい。手続きが完了するまでは、変更前 の口座から振替されます。二重に振り替え ることはありません。
- ⑧ 次のような場合で納付義務者が変更になったときは、新しい納付義務者について口座振替の手続きが必要となります。

- ・固定資産税・軽自動車税において、相続 や譲渡などにより<u>所有者が変更</u>になった とき(<u>登記・登録</u>をしたとき。)や共有 者の代表者が変更になったとき。
- 国民健康保険税において世帯主が変更になったとき。

口座振替の解約

- ⑨ 口座振替の解約は、税等の種目ごとに利用している金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてください。
- ⑩ 解約は、解約依頼日の**当月の納期分から振替が停止**されます。当月の納期分がある場合は、次の方法で納付をお願いします。
 - ・日出町役場窓口で納付する。
 - ・納期限後に送付される「口座振替不能通知書兼納付書」により、納付書に記載されている期限までに金融機関等の窓口で納付する。
- ① 解約依頼日の翌月以降の納期分がある場合は、解約依頼日の翌月に納付書をお送りします。
- ② 解約依頼日の当月に新たな税等が課された場合、町の手続の関係上、口座振替用の納付通知書が送付されることがありますが、口座振替されることはありません。⑩の方法により納付をお願いします。
- ③ 解約すると、その税等に係る口座から振替をしている全ての納付義務者分が解約されます。一部の解約はできません。
 - 例1) 口座名義Aから納付義務者Aの軽自 動車税aと軽自動車税bの2台分につい て口座振替をしている場合
 - ⇒解約をすると、軽自動車税 a と軽自動 車税 b の両方の口座振替が解約されま す。
 - 例2) 口座名義Cから納付義務者Cと納付 義務者Dの町県民税について口座振替を している場合
 - ⇒解約をすると、納付義務者Cと納付義 務者Dの両方の口座振替が解約されま す。

大分県日出町税務課 電話 0977-73-3123

保育所保育料……子育て支援課 電話 0977-73-3177 老人保護負担金……介護福祉課 電話 0977-73-3121 町営住宅使用料……都市建設課 電話 0977-73-3172 学校給食費……学校給食センター 電話 0977-72-7785 上下水道料金・下水道負担金……上下水道課 電話 0977-73-3134